証券コード　6036
平成27年９月８日

株　主　各　位

愛知県大府市吉川町４丁目17番地
KeePer技研株式会社
代表取締役社長　　谷 好通

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討願いまして、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成27年９月28日（月曜日）午後６時までに、折り返しご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成27年９月29日（火曜日）　午前11時
2. **場　　所**　　愛知県大府市吉川町４丁目17番地
　　当社本社１階会議室
3. **目的事項**

報告事項　　第23期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　　剰余金処分の件
第２号議案　　定款一部変更の件
第３号議案　　監査等委員でない取締役８名選任の件
第４号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
第６号議案　　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場にてご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.keepercoating.jp/corp/ir/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度の我が国の経済は、消費税率引き上げの駆け込み需要の反動減の影響が和らぎ、企業収益は政府の経済対策及び金融対策ならびに円安を背景に企業収益や雇用・所得環境も改善傾向を維持する等、景気は緩やかな回復基調となりました。

自動車アフターマーケットを取り巻く環境においては、国内の新車販売台数が一つのメルクマールとなります。新車販売台数は、政府施策（エコカー補助金等）や税制改正（消費税率の引き上げ）で乱高下しつつも、自動車保有台数は増加推移しています。（矢野経済研究所・2015年版 自動車アフターマーケット総覧より）

このような状況の中、「自動車を長くキレイに乗りたい」というニーズが、社会全体のＥＣＯ志向と相まって、着々と育ちつつあります。

そのような車文化の変化の中で、カーコーティングにおいては、「新車を買った時に施工するもの」という性格が強かったものが、今では、ある程度の年月を乗ってから、カーコーティングを施工して「キレイに長く乗る」ニーズも高まっております。

当社は、全国へのテレビコマーシャルや日本最高峰のレースへのスポンサード等の宣伝広告活動が、KeePerのブランディングに寄与し、従来からの確かな技術力（＝お客様の高く確かな満足度から生まれるリピート）に加えて、「新車にも安心」のイメージが高まり、新しいコンセプトを取り入れた「３年間 ノーメンテナンスのダイヤモンドキーパー」を中心に新車への施工台数が増加しました。

また、キーパー製品等関連事業では「コーティング技術１級資格者が在籍するキーパープロショップ」の施工技術力の更なる向上に努めた結果、広くユーザーに満足を与え、高いリピートを実現している事に加えて、当社のKeePerブランドの認知度がまた一段と増した結果、業績も堅調に推移しました。

この結果、当事業年度の売上高は、57億92百万円（前事業年度比10.8％増加）、営業利益は６億47百万円（前事業年度比43.8％増加）、経常利益は６億24百万円（前事業年度比38.3％増加）、当期純利益は３億57百万円（前事業年度比36.4％増加）となりました。

報告セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

【キーパー製品等関連事業】

顧客の主力であるコーティング技術１級資格者在籍の技術認定店「キーパープロショップ」は、平成27年６月期末には、4,465店舗にまで増加（前事業年度末比＋513店）しました。それぞれの店舗においての技術レベルの向上と共に商品の品質が向上し、リピートのお客様が増加しております。その結果、主力商品であるダイヤモンドキーパーケミカル類の本数は、前事業年度比27％増加しました。

また同時に、キーパーコーティング施工店向けにコーティング知識及び施工技術の習得のためのサポート事業に注力をし、当事業年度も３万３千人以上の研修生を迎え入れ、技術力の向上に努めてまいりました。

加えて、前事業年度に初開催をした「キーパー技術コンテスト」を当事業年度も開催しました。キーパーコーティングの施工技術を競い、高め合うコンテスト（大会）には、1,000名を超える全国のキーパーコーティング施工技術者が参加され、技術力向上の一環として、高い評価をいただいており、全国で企業ごとにこのようなコンテスト（大会）を企画、実施される先が増加してきております。

新商品としては、平成26年10月に、「コーティング ケア」を発売開始しました。「コーティング ケア」は、すでにコーティングが施された車に対して、『今あるコーティングをそのままに、新車のような美しさに戻す』商品コンセプトであり、洗車時に提案できる商品のため、洗車を得意とするガソリンスタンドに合い、今後、定番の商品になりうる可能性を十分に持っております。

しかし、手洗い洗車機『快洗Ｗｉｎｇ』が、新機種の『快洗ＷｉｎｇⅡ』にモデルチェンジした際の販売価格の大幅な上昇により、販売数が著しく減少したことが、売上高の伸びの不足の大きな要因となりました。一方で、この製品については、もともと原価率が高く、売上総利益への貢献度が低いため、営業利益にはほとんど影響を与えておりません。なお、『快洗ＷｉｎｇⅡ』については、販売価格を低減させた次期機種を鋭意開発中であり、販売台数、金額ともに、改善を図っていく予定であります。

この結果、売上高は38億75百万円（前事業年度比8.9％増加）、セグメント利益は６億29百万円（前事業年度比66.6％増加）となりました。

【キーパーLABO運営事業】

キーパーLABO運営事業におきましては、東日本事業本部管轄にて、平成27年３月に「野田店」、６月に「仙台長町店」を新規出店し、西日本事業本部管轄は、平成26年９月に「東郷店」、平成27年３月に「大垣店」、４月に「津店」、「名張街道店」を新規出店しました。当事業年度末では、東日本事業本部管轄で直営店16店舗、FC店４店舗、西日本事業本部管轄においては直営店21店舗、FC店６店舗となり、全体で直営37店舗、FC店10店舗の47店舗体制となりました。

当事業年度の新規出店の特徴として、単独店ではなく、カーショップ（ジェームス）、ショッピングセンター（イオンタウン）との併設店が半数を占めております。これらは、平成27年２月の東証マザーズ市場への上場を機に、急速に加速したものであり、前事業年度に課題として掲げておりました「キーパーLABO新店用地の確保」を克服する大きな足がかりとなっております。

キーパーコーティング商品では、５年以上続いているクリスタルキーパーのリピーターの安定した増加によって、クリスタルキーパーの施工台数が前事業年度比で16.1％増加しました。また、KeePerのブランドが高品質と認知されたことで、新車への施工が増加している傾向があり、より高品質・高価なダイヤモンドキーパー類の販売増加により、専門店舗としての付加価値が向上しております。

この結果、売上高は19億16百万円（前事業年度比14.7％増加）、セグメント利益は、当事業年度の最終四半期に新規出店が集中し、初期コスト負担の影響により、１億58百万円（前事業年度比27.5％減少）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は３億82百万円であり、その主なものは下記のとおりであります。

主なものは、キーパーLABO運営事業において、愛知県に「東郷店」、千葉県に「野田店」、岐阜県に「大垣店」、三重県に「津店」及び「名張街道店」、宮城県に「仙台長町店」の６店舗を新設したこと、キーパー製品等関連事業において横浜営業所の土地及び建物を購入したこと等によるものです。

(3) 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による600,000株の新株発行により1,170,240千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）120,000株により234,048千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

① KeePerのブランディング

健全なKeePerのブランディングを進めるためには、全国の4,465店舗のキーパープロショップ及びキーパーLABOをはじめ、全国に約9,000店舗あるキーパー施工店でのキーパーコーティングを、高い品質に維持する事が最も重要と考えております。そのために、単なるトレーニングセンターでの技術研修会だけではなく、施工店現地で行われる「上達会」、あるいはキーパー技術コンテストの継続した開催などで、実践的な技術の向上を図ってまいります。

② 人員の確保

ハイペースでの新規出店に対応できる人員の数と質を確保していくために、３ヵ年計画などの将来にわたる事業計画にのっとり、計画実現に必要な人員の確保を、先行して行っております。

定期的な採用は大学、専門学校、高校の新卒採用で、平成27年６月期は合計23名の採用を得ることが出来ました。大学、専門学校、高校などへ当社の紹介をコンスタントに行っており、当社の見学と説明会を経て、面接試験を行い、当社の経営理念である「CSとESの同時実現」によっての仕事に適性があるかどうかを判断しております。

また、即戦力としての中途採用も積極的に行っております。リクナビなどWebサイトでの募集が主な手法ですが、KeePerのWebサイトの採用コンテンツからの応募もあります。当事業年度中に採用した54名の内、31名が中途採用であり、中途採用はいまだ採用活動の主力であります。

今後の中期計画においては、店舗拡大のスピードが急であるため、当事業年度以上の規模での採用活動を進めてまいります。

③ キーパーLABOの新店出店体制の確立

キーパープロショップの増加、テレビコマーシャルなどの宣伝活動、東証マザーズ市場への上場で、KeePerのブランディングが進み、新店の候補地が従来にないハイペースで出てきております。

これらのチャンスを有効に活かし、確実に出店を実現していくため、新体制を構築しております。

定期的なキーパーLABOプランニング検討会を開催し、関係部署（業務開発部：契約関連、店舗開発課：建築関連、店舗準備課：開店準備）への情報、ノウハウの共有を行っております。

また、キーパーLABOの運営に精通した店舗部長を取締役として、東西事業本部に１名ずつ配置し、開店前から立ち上げまでを確実に行い、１店１店を成功させるための人員配置を行い、チームとしてスムーズな店舗展開を図ってまいります。

④　Webサイトの充実

キーパーコーティングを施工された一般消費者の購買動機は、約50～60％がインターネットで当社サイトの閲覧が契機であり、キーパーコーティングと全国のキーパープロショップを紹介しているkeepercoating.jpと、キーパーLABOを紹介しているkeeperlabo.jpのサイトを常に調査のうえ改善を実施し、より魅力的なサイトにすることによって、集客力と購買につながるような効果を高めてまいります。

⑤　社内管理体制の強化と内部統制

当社は事業規模拡大に伴い、内部管理体制の強化を通じた経営の健全性、安定性が重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めるため、権限の明確化、例外なき報告・連絡・相談を日常的に徹底してまいります。これにより健全な業務管理を行い、越権行為、公私混同及び違法行為の撲滅に引き続き注力してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　分	第20期 (平成23年７月１日 ～平成24年６月30日)	第21期 (平成24年７月１日 ～平成25年６月30日)	第22期 (平成25年７月１日 ～平成26年６月30日)	第23期 (当事業年度) (平成26年７月１日 ～平成27年６月30日)
売上高 (千円)	3,625,725	4,439,503	5,229,671	5,792,225
経常利益 (千円)	190,180	304,796	451,215	624,235
当期純利益 (千円)	26,823	175,959	262,174	357,560
１株当たり当期純利益　(円)	11.33	74.31	106.27	126.79
総資産 (千円)	2,594,632	3,008,322	3,112,555	4,397,158
純資産 (千円)	397,981	558,134	846,301	2,591,276
１株当たり純資産　(円)	168.07	235.70	331.62	791.96

(注) 当社は平成26年11月27日付で普通株式１株につき800株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

平成27年６月30日現在

事　　業	主　要　製　品
キーパー製品等関連事業	ダイヤモンドキーパーケミカル、レジン２、快洗Jr３、タオルなど、コーティング・洗車関連ケミカルおよび機器類の販売
キーパーLABO運営事業	クリスタルキーパー、ダイヤモンドキーパーなど、一般ユーザー向けのカーコーティングサービスの提供

(8) 主要な営業所・トレーニングセンターおよび店舗

平成27年６月30日現在

本社・営業所・トレーニングセンター

本社・出荷事務所	愛知県大府市吉川町四丁目17番地
札幌営業所 札幌トレーニングセンター	北海道札幌市白石区菊水元町一条一丁目４番36号

仙台営業所 仙台トレーニングセンター	宮城県仙台市太白区柳生五丁目15番11号
新潟トレーニングセンター	新潟県新潟市中央区鳥屋野南一丁目５番６号
東京営業所 東京トレーニングセンター	東京都葛飾区西新小岩五丁目26番12号
横浜営業所 横浜トレーニングセンター	神奈川県横浜市青葉区すみよし台29番地１
名古屋営業所 中央トレーニングセンター	愛知県大府市吉川町四丁目17番地
大阪営業所 大阪トレーニングセンター	兵庫県神戸市北区有野中町一丁目９番16号
広島営業所 広島トレーニングセンター	広島県広島市安佐北区落合五丁目22号10番
福岡営業所 福岡トレーニングセンター	福岡県久留米市山川追分一丁目11番１号
鹿児島トレーニングセンター	鹿児島県姶良市加治木町反土16番32号

キーパーLABO店舗

刈谷店	愛知県刈谷市山池町五丁目118番１号
知立店	愛知県知立市新池三丁目35番地
安城店	愛知県安城市百石町二丁目21番１号
相模原店	神奈川県相模原市中央区相模原七丁目７番７号
鳴海店	愛知県名古屋市緑区鹿山一丁目57番地
岡崎店	愛知県岡崎市井田新町二丁目10番地
甚目寺店	愛知県あま市下萱津五反田56番地
新涯店	広島県福山市新涯町五丁目２番25号
大須店	愛知県名古屋市中区古渡町20番地の１
東海店	愛知県東海市中央町六丁目48番地
松戸店	千葉県松戸市小金きよしヶ丘四丁目３番５号
松戸東店	千葉県松戸市常盤平六丁目30番８号
札幌店・テクニカル	北海道札幌市東区北四十八条東十五丁目２番33号
上溝店	神奈川県相模原市中央区上溝3953番地の１
大府店	愛知県大府市月見町五丁目228番地

板橋店	東京都板橋区舟渡一丁目１番５号
中川店	愛知県名古屋市中川区高杉町83番地１
一宮店	愛知県一宮市西出町55番地１
八王子店	東京都八王子市左入町749番地１
足立店	東京都足立区鹿浜一丁目13番７号
柏店	千葉県柏市東台本町五丁目５番地
鈴鹿店	三重県鈴鹿市神戸三丁目19番地７
豊田店	愛知県豊田市錦町二丁目63番地
共和店・テクニカル	愛知県大府市共栄町八丁目13番地１
浦和美園店	埼玉県さいたま市緑区大門3591番地
草加店	埼玉県草加市谷塚町1995番地
さいたま店	埼玉県さいたま市緑区芝原３番地３
世田谷店	東京都世田谷区上野毛四丁目38番地６
船橋店	千葉県船橋市松が丘五丁目27番地６
宝塚店	兵庫県宝塚市山本野里三丁目27番５号
半田店	愛知県半田市有楽町七丁目104番１号
東郷店	愛知県愛知郡東郷町春木前田3251番地11
野田店	千葉県野田市泉一丁目１番１号
大垣店	岐阜県大垣市長松町鼠原848番６
津店	三重県津市本町23番10号
名張街道店	三重県名張市東田原2445番７
仙台長町店	宮城県仙台市太白区泉崎一丁目８番21

(9) 従業員の状況

平成27年６月30日現在

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
258名	37名増	30.0歳	3.6年

（注１） 従業員数は、当事業年度末の就業人員であります。
（注２） 上記従業員には、臨時従業員（パートタイマー20名、アルバイト66名）は含んでおりません。

(10)主要な借入先

平成27年６月30日現在

借 入 先	借 入 金 残 高 （千円）
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	95,000
㈱日本政策金融公庫	155,245
㈱商工組合中央金庫	101,059
㈱十六銀行	93,852
㈱大垣共立銀行	72,158
㈱愛知銀行	70,052

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　10,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　3,272,000株
(3) 株主数　　769名
(4) 大株主（上位10名）

平成27年６月30日現在

株　主　名	持 株 数（株）	持株比率（%）
谷　　好　通	632,800	19.3
株式会社タニ	558,400	17.1
畠　中　　修	184,000	5.6
賀　来　聡　介	160,000	4.9
JX日鉱日石トレーディング株式会社	160,000	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	157,700	4.8
鈴　置　力　親	144,800	4.4
資産管理サービス信託銀行株式会社	138,500	4.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	122,400	3.7
名古屋中小企業投資育成株式会社	104,000	3.2

（注）　持株比率は、小数点第２位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年11月27日付で普通株式１株につき800株の割合で株式分割を行っております。これにより、同日付をもって発行済株式総数は2,548,810株増加して2,552,000株となっております。

当社は、平成27年２月10日を払込期日とする公募増資を実施しております。これにより、発行済株式総数は600,000株増加して3,152,000株となっております。

当社は、平成27年３月10日を払込期日とする第三者割当増資を実施しております。これにより、発行済株式総数は120,000株増加して3,272,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況（平成27年６月30日現在）

第１回新株予約権（平成25年７月10日発行）

・新株予約権の数

274個

・目的となる株式の種類および数

普通株式　219,200株

・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第１回 （174円）	平成27年７月11日～ 平成34年７月10日	125個	６名
監査役	第１回 （174円）	平成27年７月11日～ 平成34年７月10日	10個	１名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

平成27年６月30日現在

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
谷　　好　通	代表取締役社長	
賀　来　聡　介	取締役副社長経営企画本部長	
畠　中　　修	常務取締役西日本事業本部長	
鈴　置　力　親	常務取締役東日本事業本部長	
永　田　裕　一	取締役経営企画本部事業サポート部長	
小　野　繁　範	取締役内部監査室室長	
竹　内　大　輔	取締役西日本事業本部技術部長	
矢　島　　洋	取締役東日本事業本部技術部長	
天　野　次　郎	常勤監査役	
家　田　義　人	監査役	
深　谷　雅　俊	監査役	深谷会計事務所 所長 株式会社買取王国 社外監査役 株式会社スズキ太陽技術 社外監査役

（注１） 監査役家田義人氏および深谷雅俊氏は、社外監査役であります。なお、家田義人氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注２） 監査役深谷雅俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注３） 平成26年９月11日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、取締役中尾悟氏は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役　９名　　213,803千円　うち社外　－名　　－千円

監査役　３名　　12,544千円　うち社外　２名　　3,840千円

（注１） 平成25年９月27日の第21回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（使用人兼取締役の使用人給与を含まない）、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。

（注２） 上記には平成26年９月11日開催の第22回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役１名を含んでおります。

（注３） 上記のほか、平成26年９月11日開催の第22回定時株主総会決議に基づき、退任取締役２名に対し、7,090千円の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 役員の報酬等の総額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、事業年度ごとに業績等を考慮して決定しております。取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で企業業績と取締役個人の役位及び成果等を考慮して決定しております。

監査役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は社外取締役の選任について、当社によりふさわしいガバナンス体制を構築する観点から、平成27年５月１日施行の改正会社法により可能となる監査等委員会設置会社への移行も選択肢として検討しておりましたので、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

検討を進めてまいりました結果、監査等委員会設置会社へ移行することといたしましたので、同年９月29日開催予定の第23回定時株主総会に、定款の一部変更議案と併せまして、社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役の選任議案を上程いたします。

② 社外監査役

家田義人

１．他の法人等の重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

２．当事業年度における主な活動内容

取締役会および監査役会における出席状況および発言状況

ア．取締役会への出席状況および発言状況

21回開催中21回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

イ．監査役会への出席状況および発言状況

16回開催中16回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

３．責任限定契約の内容と概要

当社と家田義人氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

深谷雅俊

1．他の法人等の重要な兼職に関する事項

深谷会計事務所所長及び株式会社買取王国、株式会社スズキ太陽技術の社外監査役を兼務しております。

当社と上記３法人の間に、資本的関係及び取引等の利害関係はありません。

2．当事業年度における主な活動内容

取締役会および監査役会における出席状況および発言状況

ア．取締役会への出席状況および発言状況

21回開催中20回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

イ．監査役会への出席状況および発言状況

16回開催中16回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

3．責任限定契約の内容と概要

当社と深谷雅俊氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

16,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭、その他の財産上の利益の合計額

17,000千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額にはこれらの合計を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して新株式発行に関するコンフォート・レターの作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役及び使用人（役職員）の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、役員及び役職員はこれを遵守する。

② 役員及び役職員の職務遂行の適合性を確保するため社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて監査法人および監査役と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。（具体的には、四半期ごとに年４回および必要に応じて情報交換を実施する。）

③ コンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コンプライアンス管理規程及び内部通報窓口に関する規程を定め、顧問弁護士に依頼して社外の内部通報窓口を設けることにより、実効性を高めることとする。

④ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。

⑤ 当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。

(2) 取締役及び使用人（役職員）の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 職務執行に係る稟議書、報告書および議事録については、法令および文書管理規程などに基づき適切に保存及び管理を行う。取締役および監査役はこれらの文書などを常時閲覧できるものとする。

② 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報及び個人情報を適切に取り扱うため、業務秘密管理規程などの規程類を整備・運用する。

③ 会社法、金融商品取引法及び証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理委員会において、会社の事業、その他業務に係るリスク管理及びコンプライアンス管理状況の把握を行うほか、各本部長は、所管業務のリスク管理を適切に行いリスク発生の回避に努めるものとし、リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに代表取締役社長に報告のうえリスク発生の回避、損失の極小化のための措置を講じる。

② 災害リスク管理規程、個人情報保護規程、業務秘密管理規程、品質保証規程、与信管理規程、デリバティブ管理規程等を定め、企業活動に関連する個々のリスクを管理する。

(4) 取締役及び使用人（役職員）の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

① 業務分掌規程及び職務権限規程において、職位、業務分掌及び決裁事項ならびに決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。

② 中期経営計画において向こう３年間の経営計画を定めるとともに、予算制度などの経営管理制度を整備する。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

a. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

b. 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役および上長などの指揮命令は受けないものとする。

c. 当該使用人の人事異動および考課については、監査役の同意を得るものとする。

② 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

a. 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務遂行の状況の報告を求めることができる。

b. 取締役および使用人は、法令に違反する事実、社会に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見したときには速やかに常勤監査役または内部監査室に報告する。

c. 取締役および使用人は、監査役から業務遂行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

③ 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み公正かつ透明性を担保する。

④ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

⑤　監査役は、監査法人および内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の意思疎通を図る。

⑥　監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴収することができる。

(6) 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決してかかわりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

①　反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

b. 対応統括部署および不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を事業サポート部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放団体、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築しており、不当要求、組織暴力および犯罪行為については、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

c. 反社会的勢力排除の対応方法

イ　新規取引先・株主・役職員について

原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引の開始時には、各種契約書などにおいて「反社会的勢力との関係がないことを確認する」体制とし、「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

また、従業員については、全員から、反社会的活動を行う特定の団体等との関係はないことの誓約書を受領しています。

ロ　既存の取引先について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

ハ　既存取引先などが反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係などを解消する体制をとっております。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき内部統制評価を実施しました。

②内部監査体制

「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しました。

(注)　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,572,892**	**流動負債**	**991,410**
現金及び預金	1,396,102	支払手形	50,018
受取手形	166,659	買掛金	142,357
売掛金	540,709	１年内返済予定の長期借入金	246,856
商品	314,790	未払金	275,959
貯蔵品	25,090	未払法人税等	134,259
前払費用	92,810	未払費用	95,691
繰延税金資産	28,151	賞与引当金	15,344
その他	9,979	ポイント引当金	5,598
貸倒引当金	△1,401	その他	25,325
固定資産	**1,824,266**	**固定負債**	**814,470**
有形固定資産	**1,476,041**	長期借入金	476,012
建物	806,453	退職給付引当金	99,936
構築物	76,345	役員退職慰労引当金	197,967
機械及び装置	70,028	資産除去債務	40,511
車両運搬具	43,202	その他	43
工具、器具及び備品	58,547	**負債合計**	**1,805,881**
土地	384,371	（純資産の部）	
建設仮勘定	37,093	**株主資本**	**2,584,957**
無形固定資産	**39,561**	**資本金**	**1,004,448**
のれん	3,252	**資本剰余金**	**702,144**
ソフトウェア	14,712	資本準備金	702,144
その他	21,596	**利益剰余金**	**878,364**
投資その他の資産	**308,663**	利益準備金	4,931
投資有価証券	38,988	その他利益剰余金	873,433
長期前払費用	12,097	繰越利益剰余金	873,433
敷金及び保証金	103,377	**評価・換算差額等**	**6,319**
建設協力金	45,388	その他有価証券評価差額金	6,319
保険積立金	14,315		
繰延税金資産	94,465		
その他	30	**純資産合計**	**2,591,276**
資産合計	**4,397,158**	**負債・純資産合計**	**4,397,158**

損　益　計　算　書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,792,225
売上原価		1,807,445
売上総利益		3,984,779
販売費及び一般管理費		3,337,213
営業利益		647,566
営業外収益		
受取利息	560	
受取配当金	1,035	
為替差益	5,702	
受取手数料	1,723	
受取補償金	2,683	
その他	1,672	13,378
営業外費用		
支払利息	9,980	
デリバティブ評価損	4,726	
株式公開費用	21,642	
その他	359	36,708
経常利益		624,235
特別利益		
固定資産売却益	449	449
特別損失		
固定資産除売却損	2,471	
退職給付制度改定損	7,628	
退職特別加算金	5,600	15,700
税引前当期純利益		608,984
法人税、住民税及び事業税	248,973	
法人税等調整額	2,450	251,424
当期純利益		357,560

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	302,304	－	－	2,937	537,804
当期変動額					
新株の発行	702,144	702,144	702,144	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△19,937
剰余金の配当に伴う利益準備金積立	－	－	－	1,993	△1,993
当期純利益	－	－	－	－	357,560
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	702,144	702,144	702,144	1,993	335,629
当期末残高	1,004,448	702,144	702,144	4,931	873,433

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	540,741	843,045	3,255	3,255	846,301
当期変動額					
新株の発行	－	1,404,288	－	－	1,404,288
剰余金の配当	△19,937	△19,937	－	－	△19,937
剰余金の配当に伴う利益準備金積立	－	－	－	－	－
当期純利益	357,560	357,560	－	－	357,560
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	3,064	3,064	3,064
当期変動額合計	337,623	1,741,911	3,064	3,064	1,744,975
当期末残高	878,364	2,584,957	6,319	6,319	2,591,276

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法……時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～38年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を、のれんは５年間の均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) ポイント引当金……将来のポイントの使用による売上値引に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	278,655千円
建物	183,313千円
構築物	2,534千円
計	464,503千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	112,889千円
長期借入金	238,415千円
計	351,304千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　767,150千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,190	3,268,810	—	3,272,000

（変動事由の概要）

平成26年11月27日付の株式分割による増加　2,548,810株

平成27年２月10日付の有償一般募集による新株式の発行による増加　600,000株

平成27年３月10日付の有償第三者割当増資による新株式の発行による増加　120,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成26年９月11日定時株主総会	普通株式	19,937	6,250.00	平成26年６月30日	平成26年９月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年９月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,176	8.00	平成27年６月30日	平成27年９月30日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,976千円
ポイント引当金	1,815千円
未払金及び未払費用	10,047千円
未払事業税	10,509千円
貸倒引当金	454千円
退職給付引当金	31,629千円
役員退職慰労引当金	62,656千円
資産除去債務	12,822千円
その他	921千円
繰延税金資産合計	135,832千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,926千円
資産除去債務に対応する除去費用	△10,028千円
その他	△260千円
繰延税金負債合計	△13,215千円
繰延税金資産純額	122,617千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資金及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年３月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が公布され、平成27年４月１日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の34.9%から回収または支払が見込まれる期間が平成27年７月１日から平成28年６月30日までのものは32.4%、平成28年７月１日以降のものについては31.7%にそれぞれ変更されております。

この税率の変更により繰延税金資産の純額が11,998千円減少し、法人税等調整額が12,302千円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との取引関係の維持・強化に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。建設協力金、敷金及び保証金は、主に出店に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年９ヶ月後であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、事業サポート部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、事業サポート部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の１ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(４)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(５)信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち32.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,396,102	1,396,102	―
(2) 受取手形	166,659	166,659	―
(3) 売掛金	540,709	540,709	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	28,988	28,988	―
(5) 敷金及び保証金	103,377	98,833	△4,544
(6) 建設協力金	45,388	45,863	475
資産計	2,281,226	2,277,156	△4,069
(1) 支払手形	50,018	50,018	―
(2) 買掛金	142,357	142,357	―
(3) 長期借入金	722,868	731,601	8,733
負債計	915,244	923,978	8,733

(注１)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形、及び(3)売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)敷金及び保証金、及び(6)建設協力金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)支払手形、及び(2)買掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

非 上 場 株 式　10,000千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注３)金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,396,102	―	―	―
受取手形	166,659	―	―	―
売掛金	540,709	―	―	―
建設協力金	2,521	10,318	13,443	19,104
合計	2,105,993	10,318	13,443	19,104

※敷金及び保証金につきましては、満期が定められておらず償還予定額が不明なため記載しておりません。

(注４)長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	246,856	180,096	158,953	92,838	32,160	11,965
合計	246,856	180,096	158,953	92,838	32,160	11,965

賃貸等不動産に関する注記

当該事項は、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	791.96円
１株当たり当期純利益	126.79円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	118.13円

（注１）当社は、平成26年11月27日付で普通株式１株につき800株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。

（注２）当社は、平成27年２月12日に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、平成27年６月期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益は新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成27年８月10日開催の取締役会において、株式分割について、下記のとおり決議いたしました。

１．株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要

（１）平成27年９月30日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式

１株につき２株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	3,272,000株
② 今回の分割により増加する株式数	3,272,000株
③ 株式分割後の発行済株式総数	6,544,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

（３）日程

① 基準日公告日（予定）	平成27年９月15日
② 基準日	平成27年９月30日
③ 効力発生日	平成27年10月１日

3．当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における１株当たり情報に関する注記の各数値は次のとおりであります。

１株当たり純資産額	395.98円
１株当たり当期純利益	63.40円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	59.07円

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年８月21日

KeePer技研株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　藤　泰　行　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　谷　浩　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、KeePer技研株式会社（旧社名　アイ・タック技研株式会社）の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年８月25日

KeePer技研株式会社　監査役会
常勤監査役　天野 次郎　印
社外監査役　家田 義人　印
社外監査役　深谷 雅俊　印

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金８円　　総額26,176,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年９月30日

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該変更のために定款の一部を変更するものであります。

(2) 平成27年５月１日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条（社外取締役の責任限定）の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう規定の新設を行うものであります。

(4) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行の規定内容を明確にすること、その他の所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本株主総会終結の時をもって効力が生ずるものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条　当会社は、KeePer技研株式会社と称し、英文ではKeePer Technical Laboratory Co.，Ltdと表示する。	第１条　当会社は、KeePer技研株式会社と称し、英文ではKeePer Technical Laboratory Co.，Ltd.と表示する。
第２条～第３条　（条文記載省略）	第２条～第３条　（現行通り）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 ＜削　除＞ （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第５条　（条文記載省略）	第５条　（現行通り）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第12条　（条文記載省略）	第６条～第12条　（現行通り）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第18条　（条文記載省略）	第13条～第18条　（現行通り）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 ＜新　設＞ ＜新　設＞	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ＜削　除＞ ２．前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ３．補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
第22条～第23条　（条文記載省略）	第22条～第23条　（現行通り）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条　（条文記載省略）	第25条　（現行通り）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
＜新　設＞	（業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会規程） 第27条　（条文記載省略）	（取締役会規程） 第28条　（現行通り）
（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（社外取締役の責任限定） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任限定） 第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。	＜削　除＞
（監査役の選任） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削　除＞
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削　除＞
（常勤監査役） 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	＜削　除＞
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議の方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第33条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会規程） 第37条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第34条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役会の議事録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削　除＞
（社外監査役の責任限定） 第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	＜削　除＞
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第41条～第42条　（条文記載省略）	第36条～第37条　（現行通り）
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第44条　（条文記載省略）	第39条　（現行通り）
（期末配当金） 第45条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。	＜削　除＞
（中間配当金） 第46条　当会社は、取締役会決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	＜削　除＞

現　行　定　款	変　　更　　案
＜新　設＞	（剰余金の配当等の決定） 第40条　当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。
＜新　設＞	（剰余金の配当の基準日） 第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
（期末配当金等の除斥期間） 第47条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ２．未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	（配当金の除斥期間） 第42条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ２．前項の配当財産には利息をつけない。
＜新　設＞	附則 （監査役の責任限定に関する経過措置） 第23回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

第３号議案　　監査等委員でない取締役８名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役８名は、監査等委員会設置会社への移行により、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して監査等委員でない取締役８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第２号議案の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	谷　好通（たに　よしみち）（昭和27年３月18日）	昭和60年８月 平成５年２月	株式会社タニ設立（創業会社）代表取締役就任 アイ・タック技研株式会社（現当社）設立　代表取締役社長就任（現任）	632,800株
2	賀来聡介（かく　としゆき）（昭和46年５月４日）	平成11年２月 平成18年11月 平成20年１月 平成21年１月 平成23年７月 平成25年２月 平成26年７月 平成27年１月 平成27年７月	中外石油株式会社入社 当社入社 快洗隊運営部関東担当部長 取締役キーパーLABO運営本部長就任 常務取締役キーパーLABO運営本部長就任 常務取締役東日本事業本部長就任 常務取締役経営企画本部長就任 取締役副社長経営企画本部長就任 常務取締役東日本事業本部長就任（現任）	160,000株
3	畠中　修（はたけなか　おさむ）（昭和49年４月29日）	平成７年４月 平成13年11月 平成18年７月 平成25年２月	株式会社三井ハイテック入社 当社入社 常務取締役経営企画本部長就任 常務取締役西日本事業本部長就任（現任）	184,000株
4	鈴置力親（すずおき　ちかし）（昭和53年９月15日）	平成13年４月 平成17年７月 平成19年７月 平成21年１月 平成25年２月 平成26年７月 平成27年７月	当社入社 関東営業部長 取締役営業本部副本部長就任 常務取締役営業本部長就任 常務取締役経営企画本部長就任 常務取締役東日本事業本部長就任 常務取締役経営企画本部長就任（現任）	144,800株

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
5	矢島　洋 （やじま　ひろし） （昭和50年12月26日）	平成８年４月 平成20年11月 平成25年７月 平成26年９月 平成27年７月	秀栄興産株式会社入社 当社入社 西日本事業本部部長 取締役東日本事業本部技術部長就任 取締役東日本店舗部長就任（現任）	－　株
6	竹内大輔 （たけうち　だいすけ） （昭和51年６月３日）	平成９年４月 平成18年９月 平成25年２月 平成25年７月 平成26年９月 平成27年７月	有限会社丸幸商店入社 当社入社 西日本事業本部部長 東日本事業本部部長 取締役西日本事業本部技術部長就任 取締役西日本店舗部長就任（現任）	18,400株
7	永田裕一 （ながた　ゆういち） （昭和35年２月22日）	昭和57年４月 平成13年７月 平成23年２月 平成23年８月 平成27年２月	株式会社東海銀行（現　株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 株式会社ダイエー（業務出向）事業改革本部部長 当社入社 取締役管理本部長就任 取締役事業サポート部部長就任（現任）	8,000株
8	天野次郎 （あまの　じろう） （昭和38年１月17日）	昭和63年４月 平成17年５月 平成24年５月 平成25年９月	住友軽金属工業株式会社入社 株式会社ヨシヅヤ入社 当社入社管理部総務課長 当社常勤監査役就任（現任）	－　株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第２号議案の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	小野 繁範（おの しげのり） （昭和38年５月５日）	平成元年８月 平成16年６月 平成19年２月 平成25年９月 平成26年９月	株式会社ジョイフル入社 株式会社マルニコーポレーション入社取締役営業本部長 株式会社あみやき亭入社管理本部マネージャー 当社入社内部監査室マネージャー 取締役内部監査室長就任（現任）	－　株
2	家田 義人（いえだ よしひと） （昭和24年６月２日）	昭和53年４月 昭和63年３月 平成12年８月 平成25年９月	株式会社昭和製作所（現　株式会社ショーワ）入社 ショーワアメリカ派遣　技術営業担当 ショーワインドネシア派遣　現地工場品質指導 当社　社外監査役就任（現任）	－　株
3	深谷 雅俊（ふかや まさとし） （昭和49年８月19日）	平成10年10月 平成14年４月 平成19年８月 平成20年８月 平成21年１月 平成25年９月 平成26年５月	監査法人伊東会計事務所入所 公認会計士登録 あずさ監査法人（現・有限責任 あずさ監査法人）入所 深谷会計事務所開設　所長就任（現任） 株式会社買取王国 社外監査役就任（現任） 当社社外監査役就任（現任） 株式会社スズキ太陽技術 社外監査役就任（現任）	－　株

（注）１.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.候補者家田義人、深谷雅俊の２氏は社外取締役候補者であります。

３.候補者家田義人氏は、製造業において設計、製造、品質保証と幅広い経験から広範囲な知識を有し、当社の監査体制の強化に適していると判断し選任をお願いするものであります。

４.候補者深谷雅俊氏は、公認会計士としての高度な専門知識を有し当社の監査体制の強化に適していると判断し、選任をお願いするものです。

5．家田義人氏及び深谷雅俊氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており当社の取締役に就任された場合には、独立役員になる予定であります。

第５号議案　　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員でない取締役の報酬額について、下記のとおりご提案いたします。

当社の取締役の報酬額については、去る平成25年９月開催の第21回定時株主総会において、年額３億円以内（以下、本議案において「現行の報酬支給限度額」という。）とご承認いただき、今日に至っております。

つきましては、現行の報酬支給限度額を基礎とし、監査等委員でない取締役に対する金銭報酬の支給限度額を、引き続き年間総額３億円といたしたく存じます。

なお、本議案は、第２号議案の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

現在の取締役は８名でありますが、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は引き続き８名となります。

第６号議案　　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、下記のとおりご提案いたします。

監査等委員である取締役は、従来監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行うなどの職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。

つきましては、監査等委員である取締役に対する金銭報酬の支給限度額を、年間総額５千万円以内といたしたく存じます。

なお、本議案は、第２号議案の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役の員数は３名となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　愛知県大府市吉川町４丁目17番地
KeePer技研株式会社 本社　１階会議室
TEL〈0562〉45－5258

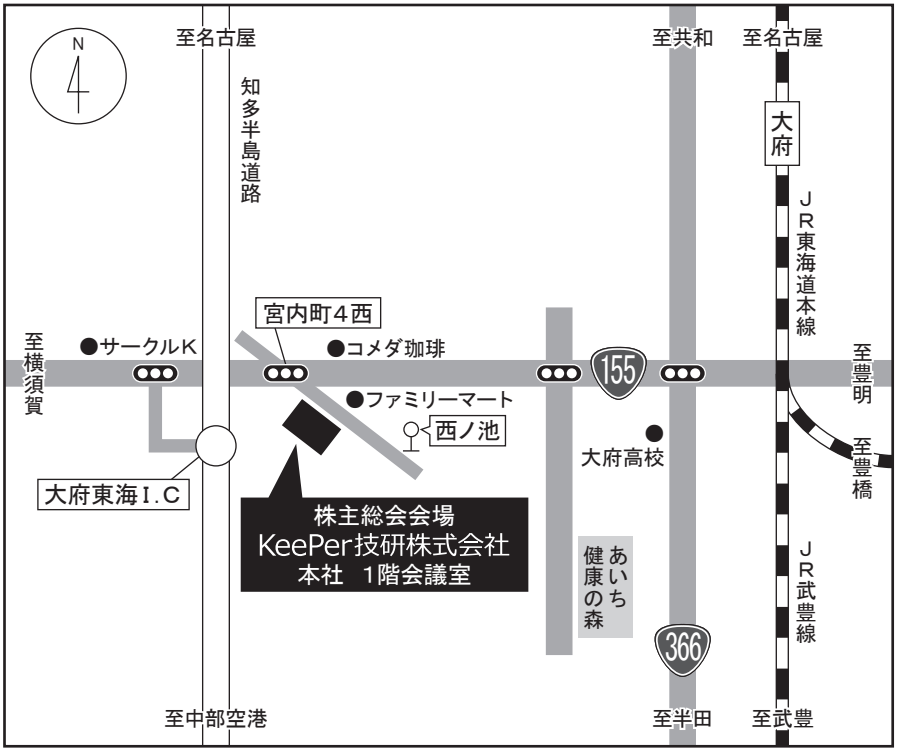

〈交通のご案内〉
〇電車をご利用の場合
　JR東海道本線／武豊線　大府駅下車　タクシーにて10分
〇お車をご利用の場合
　知多半島道路　　大府東海Ｉ.Ｃよりすぐ